

任意着手方式 Q & A

令和 4 年 4 月 1 日 作成
令和 5 年 2 月 14 日 一部修正

Q 1 任意着手方式はどのようなものか。

A 1

任意着手方式は、施工時期の平準化を目的として、令和 4 年 4 月以降に一部工事で試行導入する契約方式です。

通常、発注者が入札公告（指名通知）に示す工期は、「準備日数＋実工事日数＋後片付け日数」で算定していますが、任意着手方式では、これに「余裕日数」を加えて設定しています。

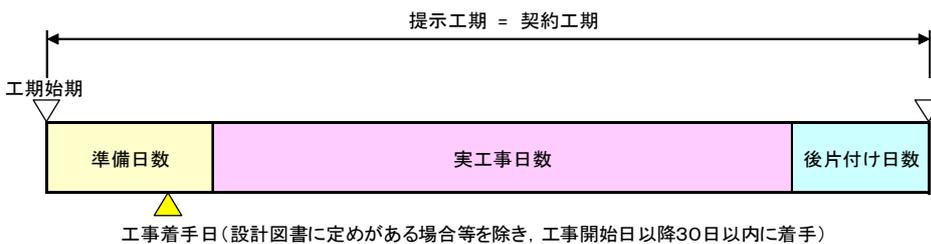
受注者は、発注者が認める範囲内で、工事着手日や技術者等の配置開始日などを自社の都合で選定することができます。

○任意着手方式と通常工事の主な違い

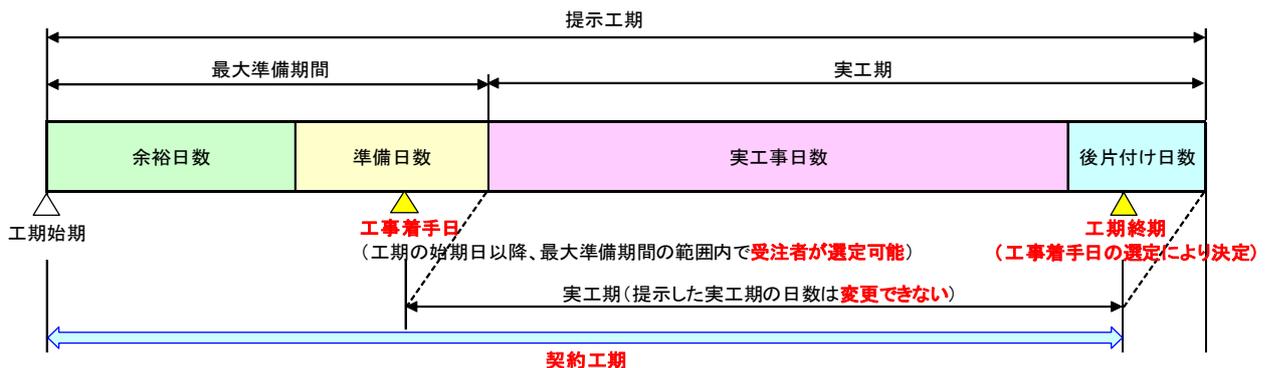
	任意着手方式	通常工事
工期の設定	準備日数＋実工事日数＋後片付け日数 ＋余裕日数	準備日数＋実工事日数＋後片付け日数
工事着手日	最大準備期間の範囲内で選定可能* ※選定しない場合は、最大準備期間の翌日	工事開始日から 30 日以内
技術者等の配置期間	受注者の希望日*から工期末日まで ※工期始期日から工事着手日の範囲で選定	工期と同じ
契約工期	工事着手日から起算して実工期を加算した日を終期日とした工期	入札公告（指名通知）に示したとおり

○イメージ図

■通常工事



■任意着手方式



Q 2 工事着手日や技術者等の配置開始日を選定したい。

A 2

任意着手方式では、発注者の提示する工期として当該工事にかかる「最大準備期間」と「実工期」を特記仕様書に明示しています。

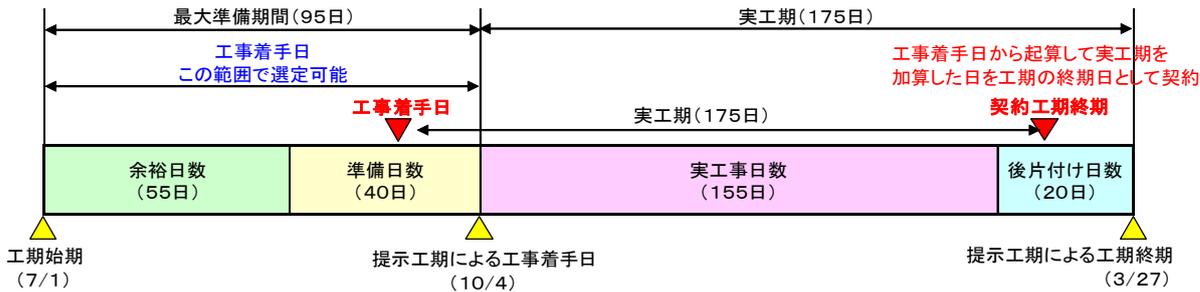
実工期とは、実工事日数と後片付け日数をあわせた期間のことです。

○工事着手日

契約日の翌日（工期の始期日）から起算して最大準備期間の範囲内で選定できます。

上記により工事着手日を選定する場合は、当初契約の締結までに「工事着手日等届出書」により発注者に届け出てください。

工事着手日は、契約後に監督員へ提出する工程表に明示してください。



例) 最大準備期間：95日
 工期の始期日：令和4年7月1日

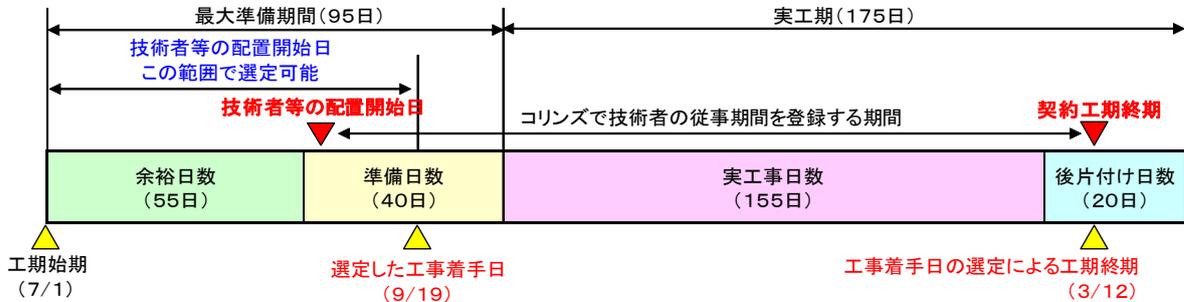
令和4年7月1日 + (95 - 1)日 = 令和4年10月3日（最大準備期間）
 したがって、
 令和4年7月1日から令和4年10月3日の範囲で工事着手日の選定が可能
 選定しない場合は、提示工期による工事着手日（令和4年10月4日）となる

○技術者等（現場代理人及び主任技術者等）の配置開始日

契約日の翌日（工期の始期日）から工事着手日の範囲で選定できます。

技術者等を工期の始期日から配置しない場合は、落札決定後（総合評価落札方式では落札候補者となった後）、速やかに「工事着手日等届出書」により配置開始日を発注者に届け出てください。

「工事着手日等届出書」の提出が無ければ、契約工期の期間で配置するものとして取り扱います。



例) 最大準備期間：95日
 工期の始期日：令和4年7月1日
 工事着手日：令和4年9月19日で設定

令和4年7月1日から令和4年9月19日の範囲で技術者等の配置開始日の選定が可能

Q 3 工事着手日選択契約方式と何が違うのか。

A 3

任意着手方式と工事着手日選択契約方式は、最大準備期間の範囲内の任意の日を工事着手日として選定することができる点は同じですが、次の点で異なります。

(工事着手日選択契約方式)

- ・選定した工事着手日から起算して実工期が確保できる範囲で、受注者が工期の終期日を選定し、希望する工期を契約工期とすることができる

(任意着手方式)

- ・選定した工事着手日から起算して実工期を加算した日を工期の終期日として契約工期とする

Q 4 任意着手方式を導入する目的について。

A 4

従来の工事着手日選択契約方式では、受注者が最大準備期間の範囲で工事着手日を選定した場合でも、工期の終期日は提示工期のままとして、最長の工期で契約するケースが多い傾向にあります。

工事を完成させるために必要な実工期の確保により適正な工期設定を行った上で工事の早期完成につなげる「任意着手方式」を導入することにより、企業の新たな受注と発注者の迅速な事業執行を図るものです。

Q 5 通常の工事と比べて、契約手続きに違いがあるのか。

A 5

次のいずれかの場合は、落札決定後（総合評価落札方式では落札候補者となった後）、速やかに「工事着手日等届出書」により発注者へ届出を行ってください。届出の内容により契約書を作成します。

- ・最大準備期間の範囲内で工事着手日を選定する場合
- ・技術者等を工期の始期日から配置しない場合

契約においては、上記以外で特別な手続きは必要ありません。

なお、契約後に提出する工程表が通常工事と別様式（任意着手方式用）となっています。

※工事着手日を記載する箇所を追加しています

Q 6 配置予定技術者が他の工事で監理技術者として従事しており、工期が当該工事と重複している。

A 6

当該工事は、工事着手日をもって工事開始とみなし、工事着手日の前日までの期間は技術者等を配置することを要しないため、他の工事において監理技術者等、専任の技術者として従事することは可能です。

Q 7 コリンズへの登録について。

A 7

○契約データ（工期）

契約工期を登録します。

○技術者データ（従事期間）

「工事着手日等届出書」で届け出た配置開始日から工期の終期日までの期間を登録します。

※「工事着手日等届出書」を届け出していない場合は、通常と同じく契約工期を登録します。

Q 8 先に届け出た工事着手日や技術者等の配置開始日を変更したい。

A 8

「工事着手日等届出書」を改めて届け出て、監督員の承諾を得てください。

なお、技術者等の配置開始日を変更する場合は、あわせてコリンズの登録情報も変更が必要となります。

Q 9 低入札工事となった場合の減点措置の期間について。

A 9

総合評価落札方式で入札執行した任意着手方式の試行工事において、低入札により契約した場合、低入札による減点措置の期間は、工事着手日や技術者等の配置開始日に関係なく、入札公告時に示した期間が適用されます。

なお、減点措置の期間は、提示工期によらず当該工事の標準工期（準備日数＋実工事日数＋後片付け日数）を基に算定します。